

第27回 多摩市新型コロナウイルス感染症 対策本部会議【結果】

令和2年6月16日(火)
経営会議終了後
特別会議室

検討事項1 PCR検査センターについて

1 現在の状況

- 運営方法：多摩市医師会が運営、多摩市が後方支援（設置場所の提供等）
- 設置期間：令和2年5月14日（木）～令和2年6月30日（火）
※感染状況等により、期間延長の可能性あり
- 設置場所：多摩市立武道館および多摩東公園駐車場
- 検査曜日：毎週火曜日・木曜日・土曜日
- 検査時間：14～16時
- 検査方式：ドライブスルー方式※かかりつけ医からの完全予約制
- 検査方法：鼻咽頭採取によるPCR検査
- 検査実績：本日分までで12日間で54人

2 今後（令和2年7月1日以降）について

(1) 対応方針

現在の場所で当面は継続することはやむを得ないと判断し、武道館に隣接する駐車場にPCR検査センターを設置すること依頼する。

(2) 所管部からの設置条件

- ア 設置期間：7月31日（金）まで
- イ 現在資材等の保管、更衣室、休憩等で使用している武道館内は、使用させない
- ウ 武道館の利用再開にあたり、受検者のプライバシー保護及び利用者の不安解消のため、PCR検査センターを開設している時間帯（午後1及び午後2）は武道館の貸し出しを停止とする
- エ 土日は利用が多いため、PCR検査センターの開設（準備から撤収までの期間を含む。）は、予約状況や利用団体の利用機会の公平性を確保するため、スポーツ振興課が指定する平日週2日の午後1時から午後5時までとする
- オ テントの設置場所は、武道館南側の駐車場のみとする
- カ 所轄課としての見解及び課題を解決するためにも、現在の場所に設置し続けることは好ましくないことから、8月1日以降は別の場所に開設するべく（設置の延長には同意しない）、早急に代替地の調整を行い決定すること
- ※ なお、設置運営にかかる詳細については、別途調整予定

* 7月11日（土）～武道館オープン（PCR検査センター検査日以外利用開始）

3 8月1日以降の設置場所について（案）

以下の条件にて、8月1日以降の設置場所について検討を継続する。

(1) 検査方式

ドライブスルー方式※ウォークスルー方式、送迎については関係機関と検討

(2) 検体採取方法

鼻咽頭ぬぐい液による PCR 法

※唾液による PCR 法については医師会等と検討

(3) 必要設備

- ・ 電気
- ・ 従事者手洗い用水道設備
- ・ 従事者用トイレ
- ・ 従事者用更衣場所
- ・ 従事者用駐車場

※従事者用トイレ、手洗い水道設備については検査終了後に使用

(4) 設置場所：以下の要件を満たす場所が望ましい

- ・ 台風等の災害に備え屋根付きの場所
- ・ 感染防止のため屋外の場所
- ・ 風通しの良い場所
- ・ プライバシーが守られる場所

(5) 設置期間

新型コロナウイルス感染症の蔓延状況等の動向、検査体制の運用状況等により決定することとなる。

(6) その他

新型インフルエンザへの対応についても検討の必要があるが、いずれの感染症も未知の感染症であり、治療法や予防法（ワクチン）についても確立されていない。そのため、感染症の終息までの間、様々な状況を加味しながら対応法を決定していく。

検討事項2 東京アラート解除後の市の対応について

1 国の対応

政府は外出自粛の段階的緩和の目安を発表し、6月19日以降は、全国を対象に県をまたぐ移動の自粛が解除される。

2 東京都内の現状

東京アラート解除後も、新規感染者数の増減を繰り返しながらも、概ね横ばいで推移している。（6月13日＝24名、14日＝47名、15日＝48名）

現在、新しいロードマップの策定に向け、検討が開始されている。

3 市の対応

(1) 全体的な対応

- 東京アラートが解除されたが、新型コロナウイルス感染症は終息していない
- 有効なワクチンの開発や普及までは、まだ相当な時間を要することは踏まえなければならない
- 新型コロナウイルスと共に生きる新たなるステージのスタートに立つとの認識となる（「ウィズ コロナ」）
- これらを踏まえ、第2波に備えた適切な感染対策を講じつつ、「新しい日常」に適合したものへと変革し様々な活動を実施していく。

(2) 市主催事業等

- 今までと同じ内容で、事業の実施は難しいとの認識に立つ
- 第2波に備えて、適切な感染症対策（※1）を実施する
- 「ウィズ コロナ」であるとの認識に立ち、第2波・第3波が襲来しても主催事業を実施できるような取組を構築する事
- 主催事業の規模は以下の目安を基準（※2）に実施すること。なお、主催事業の特性や施設の形態による柔軟な対応は、新しい日常の主旨を踏まえたうえで可能とする。
- 市が後援・協賛、もしくは類似の支援をしている団体が実施する事業については、同様な取り組みを依頼する

（※1）主な感染症対策

- 開催時に、咳エチケットの徹底や手洗い等を周知すること。
- 開催会場に手指消毒液を設置すること。
- 屋内の開催会場では、こまめな換気をする事。
- 風邪のような症状がある方は、出席、参加を控えていただくことを周知すること。
- 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と保健所による調査への協力を周知するほか、新しい行動様式の実践例や、業種別ガイドライン等を参照すること。

（※2）市主催事業等の規模（開催人数）の目安

- 屋内：収容定員の半分以下の参加人数
- 屋外：人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）
- 共通：飲食を伴う場合は、引き続き実施を控えること
各団体が出しているガイドラインも参考にしながら対策を講ずること

<施設利用ガイドラインの作成について>

- ・ 課長会で内容を検討する。
- ※ 現在、施設利用ガイドライン作成のため、関係課長がモニタリング期間中における検討事項等について協議中である。

検討事項3 統一的な窓口環境の整備について

1 考え方

- 第2波・第3波が襲来しても、感染リスクを抑えながら窓口業務を行うとともに、職員が安全に勤務できるような環境整備を行う。
- 具体的には、カウンターや職員間にポリカーボネート製やアクリル製等のボードを設置する
- 火災の原因、もしくは、火の勢いを助長しないものとする（難燃性）
- ビニールシートはやむを得ない場合を除き撤去する
- 窓口カウンターは本部の調査により設置する
- 職員間についても調査により設置する
- 既に、窓口へポリカーボネート製やアクリル製等のボードを設置し飛沫感染防止策を講じている場合はそのまま活用する。（職員間も同様）

2 設置場所

(1) 対象場所

- 全ての窓口
- 1メートル以内に対面して座っている職員間

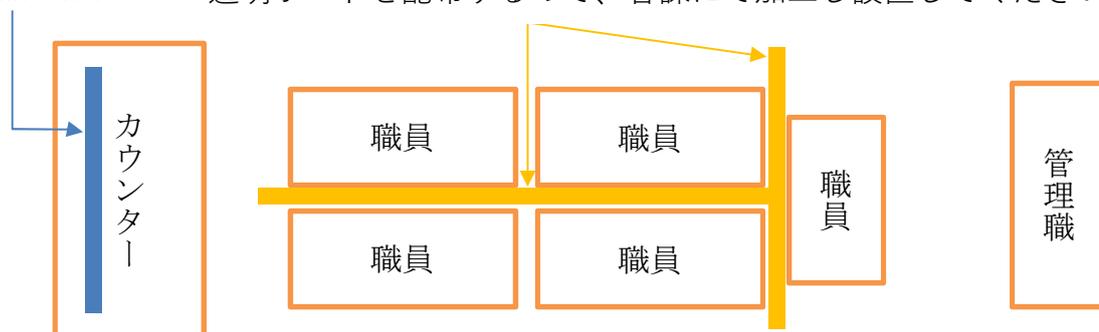
(2) 設置主体

- ① カウンター（窓口）へ配置する透明性のボード
既製品の購入を想定。各課の希望個数を調査し配備を行う
- ② 職員間へ設置する透明性のボード
板状の透明性ボードの購入を想定。各課の希望枚数調査し配布を行う。
その後の設置は各課の創意工夫で行うものとする。

<設置イメージ>

既製品を設置

透明ボードを配布するので、各課にて加工し設置してください



3 調査

(1) 文書を発出予定。回答方法はポータルへ入力を予定しています。

詳しくは、この後、発出する文書を参照してください

(2) 想定されている設置パターン

<窓口設置用>

カウンターを挟んで、着座と、立ったままで、窓口対応をすることを想定

